

利益相反管理方針

1. 目的

本管理方針は、当社が行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理態勢を整備し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理することを目的とします。

2. 利益相反の定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」（以下、「対象取引」といいます）とは、当社が行なう取引のうち、当代理店とお客さまの間、またはお客さまとお客さま以外の第三者(他のお客さま等)間の利益が相反し、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 対象取引等の特定

対象取引を特定するにあたっては、「お客さまの利益を最優先に行動しているかどうか」、「お客さまの情報を利用して、不当に利益を得るおそれがあるかどうか」等の視点から取引を検証し、特定・類型化を行なったうえで管理いたします。また、新規業務の開発や法令等改正といった環境の変化にも的確に対応し、対象取引の特定・類型化を行ないます。

4. 対象取引の特定プロセス

当社は、お客さまとの取引において、対象取引の類型に該当するおそれがあると判断した場合は、すみやかに本社保険推進室に報告し、その指示のもとで適切な管理を実施します。

5. 対象取引の類型・主な取引例・管理の方法

- (1)取引の類型：お客さまの利益を不当に害する恐れのある取引
- (2)主な取引例：当社が、自動車修理費の不正な請求を行うことで、代理店自身の利益を増やす一方、お客さまや保険会社の利益を損なう可能性が考えられます。
- (3)管理の方法：①利益相反の当代理店行為者のお客さま等との取引を中止します。
②取引の適切性の検証を実施します。

6. 利益相反管理の体制

当社は、代理店主を利益相反管理統括責任者とし、対象取引の特定及び利益相反管理に関する態勢を整備・検証します。

以上